

26講 死因についての説明義務

東京高裁平成16年9月30日判決

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所
 弁護士 赤石 圭裕

◆事案の概要

ある患者が都立病院で左中指滑膜切除手術を受けた後の療養中に、担当看護師が投与薬剤を誤ったために死亡した。病院の院長Yは、医師法21条¹⁾ 所定の異常があることを認識しながら本件事故を警察に届け出ず、また、病理解剖の結果が判明した後も、遺族に結果をそのまま説明せず、薬の取り違えの可能性が高くなったと伝えたとどまった。さらにYは、当時の担当医師に死亡診断書の死因欄に虚偽の死因(病死・自然死)を記載させ、誤投薬の事実を遺族に伝えなかった。

遺族らは、東京都およびYらに対して、患者の死亡に関する損害賠償請求に加えて、患者の死因を説明する義務に違反したなどとして、損害賠償を請求した。本稿では、患者の死因を説明する義務違反の点について述べることにする。

◆判決の要旨

本判決は、医療機関側における患者の死因を説明する義務について、一般論として以下のよう判示した上で、医療機関側の説明義務違反を認めた。

「医療情報の提供の必要性および医療情報の偏在という事情に、上記法令²⁾の規定を併せ考えると、病院の開設者およびその全面的代行者である

医療機関は、診療契約に付随する義務として、特段の事情がない限り、所属する医師らを通じて、医療行為をするに当たり、その内容および効果をあらかじめ患者に説明し、医療行為が終わった際にも、その結果について適時に適切な説明をする義務を負うものと解される。

病院側が説明をすべき相手方は、通常は診療契約の一方当事者である患者本人であるが、患者が意識不明の状態に陥ったり死亡するなどして、患者本人に説明をすることができないか、または本人に説明するのが相当でない事情がある場合には、家族(患者本人が死亡した場合には遺族)になることを診療契約は予定していると解すべきであるので、その限りでは診療契約は家族ら第三者のためにする契約も包含していると認めるべきである。患者と病院開設者との間の診療契約は、当該患者の死亡により終了するが、診療契約に付随する病院開設者およびその代行者である医療機関の遺族に対する説明義務は、これにより消滅するものではない。」

◆この判例をどう理解するか

説明義務については、本連載第2回および第28回でも取り上げていた。本連載第2回ではこれから行われる未確立の療法について、有効な同意を

得るための説明義務を、本連載第28回では患者存命中の顛末報告義務を、それぞれ取り上げていたところであった。今回取り上げるのは、患者の死因についての遺族に対する説明義務(死因説明義務)であり、患者が既に死亡している点で、これまで述べてきた説明義務とは異なるといえる。

死因説明義務の発生根拠について、患者が既に死亡している場合は、患者の自己決定権の保障や、医療機関と患者との間の診療契約に付随する説明義務を直接の根拠として、死因説明義務を直接認めることは困難とも思われる。この点について、本判決は、診療契約に「付随」する医療機関の義務として説明義務を位置付け、この診療契約は家族ら第三者のためにする契約も包含しているとして、遺族に対する説明義務を認めた点が特徴的である。本判決の原審(地裁判決)やその他の裁判例では、遺族に対する死因説明義務の発生根拠を信義則³⁾に求めているものがあり、その理論構成は多少異なっているが、いずれについても結論的には、一般論としての死因説明義務が生じる場合があるといえよう。

では、いかなる場合に死因説明義務が生じるのだろうか。本件では、遺族からの求めがあったにもかかわらず死因説明義務を果たさなかつただけでなく、死亡診断書の死因欄に虚偽の死因を記載させ、誤投薬の事実を遺族に伝えなかったという悪質な事情が存することからすると、本件において死因説明義務違反を認めるという結論に違和感を持つ方は少ないであろう。

それ以外の場合については、ケース・バイ・ケースであると言わざるを得ない。本判決の判示内容などからすると、医療機関において、いかなる場合でも当然に遺族に対して、患者の詳細な死

因を追及して明らかにすべき義務が存するとまでは考えられないが、少なくとも遺族からの求めがある場合には、必要かつ可能な限度で、医師が把握している限りの死因についての情報を、遺族に対して説明すべきであるといえよう。特に、患者が当初想定されていた転帰をたどらずに死亡した場合、容体が急激に悪化して死亡した場合などは、遺族が何故に患者が死亡したのか疑念を抱く場合も少なくないものと思われる。このような場合には、後日における遺族との紛争回避の観点からも、医師が把握している限りの死因についての情報を、遺族に対して説明すべきであるし、求められる説明の程度がより高まることも考えられる。

◆この判例からどう学ぶか

- ①患者が死亡した場合、遺族に対して死因説明義務が生じることがある。
- ②具体的な死因説明義務の程度などは個々の事例ごとの判断となるが、少なくとも遺族からの求めがある場合には、必要かつ可能な限度で、医師が把握している限りの死因についての情報を、遺族に対して説明すべきである。
- ③患者が当初想定されていた転帰をたどらずに死亡した場合、容体が急激に悪化して死亡した場合などは、求められる説明の程度がより高まることある。

1) 医師法21条は、「医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検査して異状があると認めるときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。」としている。
 2) 医療法1条の4所定の医師らによる適切な説明義務および民法645条所定の受任者による報告義務を指す。
 3) 当事者は権利の行使および義務の履行を信義に従い誠実に行為しなければならない、という民法上の大原則。